

大和市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月27日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市条例第14号

##### 大和市下水道条例の一部を改正する条例

大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「本市において設計及び工事を実施するとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本市が設計及び工事を実施するとき。
- (2) 災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に設計及び工事を行わせる必要があると市長が認め、かつ、当該指定を受けた者が設計及び工事を実施するとき。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。